

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第４１回）

議事概要

日時：２０２５（令和７）年７月１８日（金）１７：００～１７：５８

場所：オンライン会議

委員：大谷和子主査、高橋賢主査代理、岡田羊祐委員、藤井威生委員、

砂田薫専門委員、長田三紀専門委員

事務局（総務省）：吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、

岸洋佑事業政策課調査官、木村美穂子事業政策課課長補佐、

平松寛代基盤整備促進課長、駒崎弘基盤整備促進課企画官、

隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【大谷主査】

ただいまから第４１回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

議事次第、資料１及び２を構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載しております総務省ウェブサイトをご案内しております。

以上でございます。

【大谷主査】

皆様、お手元におありますかと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、まず最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料１に基づきまして、御説明をさせていただきます。

右上１ページ目を御覧いただければと思います。こちらにおいては、今月４日に情報通信審議会に新たに諮問をさせていただいた内容をまとめております。

諮問の理由でございますが、電気通信事業法にございますユニバーサルサービス制度、これは平成19年1月から交付金制度の運用が始まりまして、適時適切にその在り方を見直しております。その一環といたしまして、今年の2月に情報通信審議会からの答申をいただいております。

ここでは大きく2点、答申内容を頂戴しまして、1つは、モバイル網を活用した電話、ブロードバンドに係るサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けるべきだということ。それから、これまでNTT東西が担ってきておりました、電話をあまねく提供する役務、これを見直しまして、複数の電気通信事業者が連携いたしまして、電話、ブロードバンド含めて、ユニバーサルサービスの提供を確保する「最終保障提供責務」というコンセプトを導入すべきだ、こういう答申をいただきました。これを踏まえまして、総務省におきまして法改正を立案いたしまして、今年の5月に成立、公布を見たところでございます。この新しい制度を2年後めどに施行していくことが法律で定められておりまして、この委員会におきましては、その準備を進める中で、その具体的な設計の在り方について御検討いただきたいというのが大きな1つ目の背景でございます。

このほか、ユニバーサルサービスの制度、現行でもあるものでございますので、電話のユニバーサルサービスについて、あるいはブロードバンドのユニバーサルサービスについて、それぞれ現行制度の下で検討していかなければならないこと、こちらにつきましても併せて御検討をお願いしたいという背景でございました。

これに対応いたします「答申を希望する事項」につきまして、2ページ目を御覧いただければと思います。

今申し上げた、新しい制度に対応するところが1ポツです。最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項として大きく4点、現行制度に対応するものとして2ポツと3ポツ、電話のユニバーサルサービス制度に関する事項について大きく2点、それからブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項について大きく1点。この詳細につきまして、本日は少しお時間をいただいて、御検討をお願いしたい具体的な中身について御説明を差し上げたいと考えてございます。

少しページを飛ばしまして、右上14ページをお願いできますでしょうか。まず、新しい制度に対応した検討項目の1つ目、新たに追加するユニバーサルサービスの扱いであります。上半分で最終答申、今年2月の答申の内容を転記してございますが、2つ目のポツ、固定電話の確保には、モバイル網のさらなる活用が必要であって、ワイヤレス固定電話に

については、提供地域を不採算地域に限定する規律を緩和する。モバイル網固定電話については、効率的な提供確保のため、一定の技術基準を検討した上で、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当という答申をいただいています。

それから、ブロードバンドのほうですが、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）について、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当だが、効率的な提供の確保の必要が高い未整備地域等に限定することが適当である旨の答申を頂戴してございます。

これを検討の出発点といたしまして、下半分、主な検討事項でございますが、まず、電話に関しまして、ワイヤレス固定電話、今でもユニバーサルサービスに位置づけられているものがございますが、この提供地域についてどのように考えていくべきか。それから、新たに位置づけるモバイル網固定電話について、今、技術基準がない状況を踏まえて、どのように検討していくか。それから、ブロードバンド、新たに位置付けるとされたワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）について、未整備地域等に限定という答申をいただいておりますが、この考え方、どのように整理をして、検討を深めていくか。主にこういう点につきまして御検討いただければありがたいと思っております。

このうち、②のモバイル網固定電話の扱いにつきましては、本日の委員会において、私ども事務局の考え方をより具体的にお示しをした上で、具体的な検討に入っていきたいと考えてございます。その点については、本日、皆様で御確認いただければありがたいと考えてございます。その内容につきまして、15ページ目で御説明をさせていただきます。

1番のところですが、従来、メタルの固定電話というのが提供されてきたわけですが、契約数の減少でメタル回線設備が2035年頃に維持限界を迎え、縮退を予定されています。このため、メタル固定電話の利用者の移行先を確保することが必要であり、移行先としては、光回線電話、それからワイヤレス固定電話、これらがその候補となり得るところであります。

他方で、電話のサービスをめぐりましては、携帯電話、通話アプリなどの普及に見られますように、低廉な料金のサービスの利用というのが進んできていることも事実でありまして、その品質、機能が広く国民に受容されているという認識に立っております。したがって、この従来のメタル固定電話並みのサービス水準の維持は必要不可欠とまでは捉えられていないのではないかというふうに考えてございます。

こうした中、新たにユニバーサルサービスに位置付けるべきとされておりますモバイル網固定電話について、低廉な固定的な電話サービスということで、メタルの固定電話とは

差異があるものではありませんが、通常の利用に支障を来さないものとして広く国民に受容されているものであることに鑑みまして、今般、審議会のほうから、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当という整理がされました。

これを踏まえて、今後、この技術基準、このモバイル網固定電話に対応したものを作っていく必要がありますが、その際には、メタル固定電話、それから携帯電話などの技術基準、あるいは緊急通報として求めている基準なども参照しながら、3つの基本的な考え方をお示ししていますが、①従来のメタル固定電話並みのサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていないこと、②各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること、さらには、③緊急通報受理機関側の事情等も勘案して、ユニバーサルサービスの3要件であります不可欠性、低廉性、利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要があることが基本的な考え方だと考えております。

なお、類似の携帯電話を利用するワイヤレス固定電話というサービスにつきましては、当初、不採算地域におけるメタル固定電話の代替手段として認められ、技術基準もその前提で策定されたものでありますけれども、今後も引き続きNTT東西によってワイヤレス固定電話が提供されること、それから、そのNTT東西から技術基準の見直しの要望がないということも踏まえ、その技術基準の維持について確認をするということが併せて適当ではないかと考えてございまして、このような基本的な考え方を踏まえまして、もし委員会のほうでこの方向性を確認いただければ、私どもとして、技術基準の具体的な検討に入ってまいりたいと考えておりまして、後ほど質疑を通じまして方向性の確認をいただければと考えてございます。

続きまして、16ページ目を見ていただければと思います。新しい制度に対応した2つ目の大きな制度、検討項目であります最終保障提供責務の履行の在り方というところでございます。

20ページ目の図で簡単に御説明をしたいと思います。今回、改正法によりまして措置をした大きな流れをこちらの図にさせていただきます。一番上から下に向かって手続が流れていくイメージで作ってございますが、まず、利用希望者の方からユニバーサルサービスの提供の求めがあった場合には、総務大臣が作ります「基礎的電気通信役務台帳」を最終電気通信事業者は確認をして、その提供の求めがあった区域内で他に電気通信事業者がいないかということを確認するというプロセスを行っていただきます。

それから、同じグループに属するユニバーサルサービスを提供するか否かというのを、

他の事業者が回答する。その結果、もしこの区域内の電気通信事業者が他にいないという結果が得られれば、この最終保障提供責務というのが生じまして、最終保障電気通信事業者が利用希望者へ提供者等を通知するというプロセスが走ります。その際、この最終保障提供責務の履行に必要な場合には、やはり電気通信事業者全体でユニバーサルサービスを支えていくというコンセプトの下で改正法を措置してございまして、近隣電気通信事業者による協力の義務付けも併せて措置をしております。

このようなプロセスを経て、最終的にそのユニバーサルサービスの提供の求めがあった場合には、誰かが必ずそのユニバーサルサービスの提供を行う仕組みを作っているところでもございまして、そこにつきまして、利用者保護の観点から、契約約款にその手続もしっかり規定すべきということも併せて措置をしているというのが全体の流れになっております。

これを踏まえまして、この詳細設計を考えていかなければいけないわけでもございまして、この委員会において議論いただきたい事項を18ページ目にまとめてございます。先ほど申し上げました、総務大臣は台帳を作って、それが確認のためのデータベースといったものになってまいるわけですが、そこで、例えばある人がAというサービスを受けたいというふうに希望があった場合には、その同じグループに属するA、B、Cの中からどれかが提供される。同じような品質で同じような機能を実現するサービスをグルーピングして、区分という形で整理をしてみますが、その区分の在り方、それから、確認をするその地域の単位をどうするかという問題、そのほか、この台帳に何を記載するか、こういったことを今後定めていかなければならないので、この考え方について整理、検討いただくというのが①であります。

②でございます。先ほど流れを説明いたしましたが、利用の求めがあつて、確認をしたときに、同じその地域でやっている電気通信事業者は正当な理由というのがあれば拒否ができるという仕組みになっています。じゃあ、この「正当な理由」というのはどこまでの範囲なのか。それから、正当な理由があつて拒否をした場合には最終保障提供責務が生じ得るところに来るわけですが、特にやむを得ない理由があればその義務は生じないという仕組みになっていまして、この「特にやむを得ない」という点はどういうことなのか。この2つを越えると初めて最終保障提供責務が発生するという仕組みになっておりまして、この辺りの義務の発生要件というのも具体的に考えていく必要があるということでございます。

続いて③、先ほど利用者保護の観点から契約約款にこの手続面を記載しなければならぬというふうに申し上げました。その提供を開始するときのプロセス、それから終わっていくためのプロセスを、どうやって利用者に分かりやすく、この契約約款にどのように記載させるかということも併せて検討をする必要があると考えてございます。

最後、④ですが、近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項でございまして、必要な協力として具体的にどういうことまでを求めることができる、あるいはすべきなのか。近隣の電気通信事業者が拒否することができるのは「正当な理由」、というのをここに書いていますが、それは具体的にどういうものであるべきなのかといったことについても考え方を整理して御議論いただきたいと考えてございます。

これが大きな2つ目のカテゴリーでございます。

次に、22ページに行っていただければと思います。利用者保護規律というのをも併せて入れてございまして、ユニバーサルサービス、よく不可欠性、低廉性、利用可能性というふうに言われますが、こういった国民の皆さんになるべく安い条件を公平に提供するという価値を確保するために、利用者を保護するためのルールというのを新たに入れてございまして、下半分、答申の内容を踏まえまして、措置した内容を書いてございます。

まず、業務区域の減少などにつきまして、周知、届出義務をこのユニバーサルサービスについて強化するということを措置してございます。次のポツ、具体的には、都道府県単位より狭い範囲であっても、1年以上前までに周知及び届出をすることを原則として義務付けるという内容にしてございます。それから、料金の話ですけれども、契約約款におきまして、特別の事情がある場合を除いて、法律上は地域により異なる料金をつくるのを認めない、禁止するというようにしているところでございます。

これを踏まえまして、今後具体的に御検討いただきたい事項が23ページ目でございます。先ほどの業務区域の減少ということが、利用者の周りでいきなりユニバーサルサービスがなくなっちゃったということにならないように周知、届出義務を課すわけでございますが、影響が比較的少ないものというのは例外として法律上措置してございまして、その例外というのをどこまでの範囲認めるべきなのかと、周知及び届出の期限は1年以上となっていますが、それを具体的にどうするのか、どういうことを届け出てもらえば利用者保護の観点から問題がないのか、このような話の検討をいただきたいというのが①でございます。

②でございます。法律上、地域により異なる料金というのを禁止しているわけですが、その具体的な内容です。地方において都市部より高い料金を設定することを禁止するとい

うのが答申の内容でございますが、これを踏まえた解釈、運用をしていくべきなのかどうかということ。それから、「特別な事情を除き」と法律上書いていまして、この特別な事情として、地域別の料金というのを認めるのはどのようなケースであるべきなのかということについても、併せて御議論をいただきたいと思います。

続きまして、24ページ目、新しい制度に対応した最後の大きな項目です。交付金制度の在り方でございます。これも図を用いて説明を差し上げたいと思います。

26ページ目を御覧いただければと思います。こちら、電話の交付金制度の改正の概要ということで、赤字になっている部分が今回、法改正により変わっていく部分になってまいります。今でも左半分の青いところ、適格電気通信事業者の交付金制度というのはございますが、今後はN T T東西だけではなくて、複数の電気通信事業者で支えていくという仕組みになりますので、支援区域という仕組みを設けまして、その支援区域において交付金の交付を受けて、電話のユニバーサルサービスを提供する者が活動するという仕組み、ブロードバンドと同じように変えてございますが、全体収支の赤字が条件ということです。これが、いわゆる内部相互補助ベースということを法律上、体现しているところでございます。

それから、右側の赤いところが今回法律で新たに出てくるわけでございまして、適格電気通信事業者がいないところでは、最終保障提供責務は最後はN T T東西ということになります。この最終保障提供責務に対応した交付金制度というのは、今の交付金の仕組みに加わってくるという形になります。それぞれ交付金の交付の算定方法みたいなところは具体化を図っていく必要があるところでございまして、新しい最終保障というコンセプトの中での交付金算定の在り方をどうあるべきか。それに対応して、今の交付金制度というのを補正していくべきなのかどうか。こういったことを御議論いただくということになってまいります。

次のページが、ブロードバンドの関係であります。ブロードバンドの関係は、もう先生方御案内のとおりかと存じますが、左半分の現行の仕組みは基本的に大きく変わってはおりません。一般支援区域と特別支援区域に分かれておりまして、一般支援区域というのは赤字の区域で、全体収支の赤字を条件に交付金が出る地域、それから特別支援区域は著しい赤字区域というのを指定してございます。これは電話とブロードバンドの置かれている環境の違いに着目した制度設計になっていまして、現状においてもそのまま維持をしているところでありますが、最終保障提供責務が新たに導入されたことに伴って、この辺りの

算定方法の在り方を変えるべきなのかどうなのかということを御議論いただくということになってまいります。

これを文字にしたのが25ページ目になります。繰り返しになりますが、①の最終保障電気通信役務に対応した交付金制度というのはどのようにあるべきか、支援の対象、算定の方法みたいなところについて御議論をいただきたいと思いますし、それに伴いまして、②、③ですが、電話の交付金制度、ブロードバンドの交付金制度というのを見直していく部分、あるいは新たに考えていかなければならない部分となりますので、そちらにつきましてもおまとめいただきたいなということです。

以上、新しい制度に対応した検討項目につきまして、少しかみ砕いて御説明を差し上げました。

28ページ目以降は、現行のユニバーサルサービス制度に関する検討事項等につきましての御説明でございます。

まず、28ページ目は電話でございます。上半分に今年の4月の答申を載せてございますが、電話のユニバーサルサービス制度のうち、交付金の算定方法につきましては、令和6年度第4四半期まで御議論いただき答申をいただいております。

そのため、2つ目のポツですが、今後、令和7年度以降における第一種交付金の算定方法の在り方について検討を進めることとなる。この検討に当たっては、電話のユニバーサルサービスをめぐる環境の大きな変化等々を踏まえ、丁寧な議論を行うよう努めるべきだとされておりますことを踏まえて、新たにこの委員会に検討をお願いするというところでございます。

それから、29ページ目を御覧いただければと思います。もう一つ、電話のユニバーサルサービス制度に関しまして検討いただきたい事項を載せてございまして、上半分に令和4年9月、3年ほど前の答申を載せてございます。災害時用公衆電話の補填の在り方について、この時点でこのような答申をいただきました。すなわち、令和4年度以降の第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額、これを「費用効率化効果額」というふうにしまして、それが撤去費用を上回るようになった場合に、補填を開始すると。

右下の図が分かりやすいかなと思いますが、このオレンジの部分が見えてきた段階で、この災害時用公衆電話に対する補填を考えていくべきじゃないかという趣旨の答申をいただいております。今の状況を少し確認させていただいた上で、今後この災害時用公衆電話の補填をどのように考えていくかということを御検討いただきたいというのが、電話の

現行のユニバーサルサービス制度に関する２つ目の大きな検討事項でございます。

最後、30ページ目でございます。現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度につきましては、３年前の法改正により措置をされまして、来年の４月から交付金の運用が開始されるまででございます。実際その交付金の運用が開始された後の状況を少しウォッチをしながら、運用改善を図っていくべきところがあるのかなのかといったことにつきましても、現行制度、不断の見直しの中で御議論いただければありがたいという趣旨で今回お願いをさせていただくものでございます。

最後、スケジュール感でございますが、前に戻っていただきまして、13ページを御覧いただければと思います。今の検討内容につきまして、大きく４回に分けて取りまとめをお願いできればありがたいというのが今、事務局の想定であり、お願いということになってまいります。

一番下の薄い緑のところ、ユニバーサルサービス政策委員会、ここから右に伸びているスケジュールの線表を御覧いただければと思いますが、本日、第41回を開催して検討のキックオフとさせていただいておりますが、そこからおよそ半年弱ぐらい、11月から12月にかけて１回目の取りまとめを頂戴したいと思っています。これは、２年後の新しい制度の施行に向けまして、基本的な方向性、大きな政策の方向性というのを御提言いただけるとありがたいと思ってございます。そこから半年ちょっと、さらに検討を深めまして、その２年後のルール設計詳細というものを全て固めるというのが来年の７月ぐらいの取りまとめ案というところをお願いしたいなというふうに考えています。

それから、現行の電話のユニバーサルサービス制度につきましては、来年の年明け１月、２月ぐらいに取りまとめをお願いできればなと思っておりまして、現行のブロードバンドのユニバーサルサービス制度につきましては、来年４月から始まる交付金の運用状況を見ながらということで少し後に置いてございまして、これが１年半ぐらい後の再来年の１月ぐらいに取りまとめいただければありがたいなということで、都合４回というふうに考えてございます。

なお、現行の電話、それからブロードバンドのユニバーサルサービス制度につきましては、ここにも書いていますワーキンググループを開催させていただいて、そこで中心的に御議論いただいてはどうかというふうに考えてございまして、この委員会におきましては、主にこの新しい制度に対応した部分のルール、基本的な設計の考え方につきまして御議論いただければ大変ありがたいと考えてございます。

私からの御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の御説明につきまして、皆様との意見交換に移りたいと思います。御意見のある方はチャットにぜひ御記入をお願いいたします。

【藤井委員】

藤井でございます。モバイル網固定電話の技術的条件について今回検討を始めるというところ、少しコメントさせていただければと思います。

まず、モバイル網固定電話、品質、緊急通報、あと圏外エリアの扱いをどうするかというところが恐らくポイントになるのではないかと思います、その点について少しコメントさせていただければと思います。

1つ目は、品質についてというところで、モバイル網固定電話、以前通信政策特別委員会のワーキンググループにおいて、各社に聞いたときに、通信品質がMNOによって違うのではないかと議論になったこともあったと思います。各社の通話の品質がどうなっているのかというところはしっかり見ていただいたほうが良いかなと思いましたので、その点、1点確認です。

2つ目として、緊急通報のところですが、緊急通報については、前の14ページのところでは、住所情報であったり0 A B J 番号を通知する機能を実装するように検討を進めることが良いのではないかとこのところになっていると思うんですが、15ページの部分だと、低廉性の方にも配慮してほしいというところがあるかと思います。現状、モバイル網固定電話は、おそらく携帯電話の番号で緊急通報受理機関に通知が行くような仕組みが多いと思いますが、この辺りは、現状の仕組みであれば受理機関の方での運用に影響なく、そのまま採用する方向性なのか、それとも住所情報をちゃんと通知できるようにするというところまでを考えているのか、この辺りのところはどのような考えなのか、これは質問になりますが、教えていただければと思います。

あと3つ目は、圏外エリアの扱いをどうするかというところ、最終的に実装の段階では考えなきゃいけないところではないかと思いますが、携帯電話の圏外の部分、もしくは、前も議論になっていたかと思うのですが、都市部であっても携帯電話の電波がしっかりと

入らなくて安定性が悪い部分をどう捉えるかというところ。例えば、マンションなどの高層階などで干渉が多いところとかをどう扱うか、こういうところはしっかり考えていかなければいけないのではないかなと思いますので、この辺りについても、技術的条件を決めるときにしっかり検討いただければと思っていますところ。

質問自体は、この緊急通報のところの住所情報通報の内容というところについて、今回どういうことを想定されているのかというところが一つ気になったところ。

私からは以上でございます。

【事務局】

御質問ありがとうございました。

緊急通報のところにしましては、総務省の検討状況としては、この答申でいただいている内容が、今ある状況の全てでございます。したがって、この答申の内容、それから先生に御指摘いただきました、その低廉性というのがユニバーサルサービスとしては求められるという、この双方の要請を満たす着地点はどこなのかということについては、まさに事業者が提供できるその実態なども踏まえながら、技術基準を具体的に検討する中で結論を見いだしていきたいと考えているところでございます。

その他の御指摘いただいた点につきましても、そのとおりかなと思いますので、各事業者のそれぞれのサービスの現状もしっかり聞きながら、これから技術基準の検討を具体的に詰めてまいりたいと思いますし、その結果につきましては、委員会のほうにも報告の機会をいただければと考えてございます。

以上でございます。

【高橋主査代理】

高橋でございます。おおむね検討する方針はこれでよろしいのかなと思います。細かいところは多分、議論を詰めていく中で出てくると思うんですが、ユニバーサルサービスということで、あまねく行き渡す、サービスをしかも低廉に行き渡らせるということで、ここに、今ちょっとお話にも出ましたが、品質という問題が出てきたときに、品質と料金のトレードオフということもやっぱり多少考えなきゃいけないのかなというのが1点と、これコメントですけれども。

あとはやはり、インフラを支えているということですが、事業者もやっぱりビジネスで

やっているということもありまして、そちらのほうの経済性というのも多少は配慮しながら、どこかが何か過度に負担がかかってしまうというような制度にはしない形にしていただきたいというのが、私からのコメントであります。

以上です。

【岡田委員】

ありがとうございます。岡田でございます。技術基準についての検討の方針ということについては、事務局の御提案どおりでよろしいのではないかというふうに思っております。

15ページに資料、内容を詳しくお書きいただいておりますけれども、モバイル網固定電話については、ここに、例えば3ポツあたりに書いてあるとおり、低廉な固定的な電話サービスであり、通常の利用に支障を来さないものとして広く国民に受容されている、このような記述があります。

これ、以前の議論でもありましたけれども、メタル固定電話では、非常に技術基準が高く設定されていて、過剰なと言うとちょっと語弊がありますが、いろんなサービスが提供可能であったと、FAXなどが議論になったと記憶しておりますけれども、このようなオーバースペックな基準ではない、経済性というか低廉性ということを十分配慮した技術基準が求められるのではないかと、国民負担を抑えるという観点からも、その点は大事ではないかと、このように考えております。

それから、最終保障提供責務の在り方についての基本的な検討事項、18ページですかね、この辺りは結構まだ詰めなければいけない論点が多いところで、かなり慎重な議論をしていかなければいけないところかなと思います。例えば、エリアの設定についても、実際にどのぐらいの事業者がいて、どのような提供が実際に行われるのかという感触がなかなかない中で議論していく危うさのようなものをちょっと感じておりますので、やはりこの辺りは適宜に、実情というか、技術的な面も含めて非常に流動的な状況ということがありますので、事業者から適宜に情報収集していただきながら、実情を踏まえつつ議論していくということが必要かなと思います。そのような情報を、適宜に委員会にフィードバックしていただけると、よりの確な議論が我々もできるのかな、このように感じております。そのようなことを少し事務局のほうで御配慮いただければと感じております。

私からは以上です。

【砂田専門委員】

15ページに技術的条件の検討について事務局からの御提案をいただいておりますけれども、かなり現状に即した、実態に即した御提案になっているんじゃないかなというふうな感想を私は持ちました。この基本的な方向性はこれでよろしいんじゃないかなと思いましたがというのがコメントです。

それと質問ですが、20ページなんですけれども、ここに提供の求めから開始までの流れを図示していただいておりますが、この利用希望者について、ちょっとイメージをはっきりしたいので確認したいんですけれども、例えば、もうスマホ等で全部コミュニケーションはできるから特に希望していないということであれば、もうここからはこの流れは始まらないというふうに理解しましたけれども、それでよいのかどうか。あと、その利用希望者の資格というんですかね、そこに居住していて、一定期間以上の居住の実態があるとか、あるいは、例えば今、居住してないんだけど、来月から居住するからユニバーサルサービスの提供をしてほしいというようなことも可能なのかとか、そういう利用希望者の資格とか条件というののに関してはどういうふうなイメージを持ったらいいいのか教えてください。

質問、以上です。

【事務局】

砂田先生、御質問ありがとうございます。まず、質問の前段、携帯電話で、もうスマホがあるから他に要らないという人のことだと思いますが、先生御案内のとおり、携帯電話による通信サービスというのは現状、ユニバーサルサービスではありません。例えば固定電話的なサービスが欲しいというのはユニバーサルサービスの提供が求められ、携帯で十分ですという方々に対してはこの手続は走らないということになります。

後段の御質問でございますが、法律上は、特にこの提供の求める主体について制限をしてございません。ただ一方で、先生おっしゃったとおり、これから先、何か月後かにそっちに移るから、そのときまでにこのサービスが欲しいんだといった求めに対してどういうふうにフローを流していくのかとか、そういった詳細については、今後運用を決めていく中で詰めていかなければいけない中身かなと考えてございますので、貴重な御指摘として承りたいと思います。

【岡田委員】

ありがとうございます。岡田です。現行のブロードバンドの見直し等についてなんですけども、今、鋭意、検討が進んでいるところかと思うんですが、従来と非常に大きく異なる仕組みが新しく導入されるということで、やはり運営していく中で、いろんな問題が出てくると想定されるわけです。今まではNTT東西さんから情報を御提供いただいて、それで進めていくということがベースだったわけですが、今後は今まで対象でなかった事業者ともいろんな情報のやり取りが必要になってくるということで、やはり実務的にはいろんな課題が今後出てくるのではないかなと想定されます。ですので、そういうことについての状況も適宜モニターしながら、ワーキンググループのほうで御議論いただけるといいなと、このように感じております。

以上です。

【長田専門委員】

長田です。ありがとうございます。今回の御提案は、我々に与えられたミッションはなかなか大変だと思いますけれども、こなしていかなければいけないことだというふうに思っています。ただ、その上で、時代がやっぱりどんどん動いていって、これで結局ユニバーサルサービスがおしまいにはならないだろう、また、新たな形の考え方というの必要になってくるかなという時代もまたやってくると思いますので、それはまた別の場所になるかもしれませんが、ぜひ総務省としても考えていっていただいて、結果的に国民のニーズに合うような形とユニバーサルサービスが提供できるようになっていけばいいのかなというふうには思っています。

以上です。

【大谷主査】

それでは、今日出席の委員、専門委員の皆様からは一通り御発言をいただいたものと考えておりますけれども、ほかにございますでしょうか。

それでは、非常に闊達な御議論をいただいたところでございますが、議題の1につきましては、ここまでとさせていただければと思います。

ここで、この委員会として確認をしておくべき事項としましては、資料1の、先ほどから御意見をたくさんいただいている15ページのところ、モバイル網固定電話の技術的条件につきまして、基本的な考え方をまとめていただいたところです。この内容については、

大きくその異議の御意見などはなく、賛同の御意見が多かったというふうには承知しておりますけれども、こちらの考え方にに基づきまして、総務省において具体的な検討に着手していただきたいと思います。委員の皆様には御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大谷主査】

大丈夫そうですね。ありがとうございます。

それでは、総務省の事務局におかれましては、モバイル網固定電話の技術的条件についての具体的な検討を進めていただきまして、適宜の時期に、この委員会におきましてもその内容の御報告をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、もう一つの議題、ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの設置につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

議事の2つ目について、事務局より御説明を差し上げたいと思います。

こちら、既存のワーキンググループを改組する形で新しいワーキンググループを設置させていただきたいというような御提案になっております。資料2としましては、新しいワーキンググループの開催要綱の案をお示しさせていただいております。

現在、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金・負担金については、専門的にワーキンググループを設置いたしまして、先生方にはその算定方法の詳細などについてこれまで御議論いただいていたところです。ここで資料2の「3 検討・検証事項」の（1）、さらに括弧の中を御覧いただければと思うのですが、本日議事の1つ目として、事務局から御説明を差し上げましたとおり、今後、例えば、電話のユニバーサルサービス制度に関する交付金の令和7年度以降の分の算定方法や、災害時用公衆電話の補填の開始の時期などについて、御議論をいただく必要がございます。こうした状況を踏まえまして、これまではブロードバンドに関する交付金・負担金について御議論いただいていたワーキンググループを改組させていただきまして、広くユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定方法等について御議論いただく形にできればというふうに考えております。

なお、資料2の別紙としましては、御参画いただく予定の先生方を載せておりまして、引き続き、関口先生には主査を、相田先生には主査代理を務めていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上になります。どうぞ御検討のほどよろしく願いいたします。

【大谷主査】

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、御質問、御意見のおありになる方はチャットでお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

【岡田委員】

すみません、何度も。先ほどこっと先走ってワーキンググループのことを口走ってしまったんですが、この交付金の算定に関しては、やはり、最終的な負担額の予測というか、そういう見込みがないとなかなか議論しにくいのではないかと想定します。恐らく、先ほどの発言とも重なるんですが、どのような交付対象になる事業者が実際に出てきて、どの程度の交付金額になるのかということについての試算というようなものがないと、なかなか議論がしにくいのではないかと想像します。そのためには、事業者からいろんな情報提供していただく必要があろうかと思います。

かなりタイトなスケジュールではありますが、そのような情報収集を適宜行っているただきながら、それをワーキンググループや委員会にフィードバックしていただくことを並行して適宜に進めていただくことが大切ではないかと感じています。これはなかなか難しい作業と思うんですが、というのは、やはり誰が手を上げるのかというのは今の時点では分からないところも多々あるかと思っています。そのようなことで、結構小まめに状況を把握していくというか、そういうことも同時に必要かなと思います。

これには、事業者の状況とか技術変化とかいろんなことが流動的に関わり、また、人口減少ということもあって、自治体のおかれた状況もいろいろ変わっていく、このようなことを並行して横にらみしながら議論しなければいけないという大変難しい作業と思うんですが、そのためには、やはり的確なモニタリング、情報収集ということが不可欠と感じます。その点、御留意いただきながら御議論いただくといいなと期待しております。

私からは以上です。

【大谷主査】

貴重なコメントありがとうございます。かねてからおっしゃっていただいているように、実情を的確に理解するためには小まめなモニタリングということが必要だということで、実態把握の機会、それから試算に資する情報の提供の御協力を求めるといったことについては、事務局により一層の御努力をお願いしなければいけないのではないかと思っておりますが、この点につきまして、事務局のほうで何かお考えになっていることなどありましたら、補足説明いただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

岡田先生、コメントありがとうございました。我々としてもちょっとまだよく見えない部分もありますので、しっかり情報収集しながら、また、このワーキンググループは設置しますけれども、ユニバーサルサービス政策委員会との議論をお互いに参照しながら進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【大谷主査】

そのほかに何かございますでしょうか。

よろしゅうございますね。岡田先生から貴重なコメントをいただくことができましたので、おおむね事務局で用意いただいた案については御理解が進んだものと思います。

それでは、ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ開催要綱に対する御修正の意見は特になかったということですので、本日の開催要綱（案）のとおり、決定させていただきます。

本ワーキンググループを設置いたしまして、ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の具体的な在り方についての検討・検証を今後議論していただくことにしたいと思います。よろしゅうございますね。

（「異議なし」の声あり）

【大谷主査】

ということで、御異議は特に出ておりませんので、このようにさせていただきたいと思えます。

ほかに御意見や御質問がないようでしたら、本日の議論はここまでとさせていただけれ

ばと思います。

それでは、次回の会合の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

本日もありがとうございました。

次回会合につきましては、後日、事務局から御連絡申し上げます。何とぞよろしくお願いいたします。

【大谷主査】

ありがとうございました。今日は短く済みましたが、今後、激論というか白熱した議論をしていただくことになるかと思います。

それでは、以上をもちまして、第41回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を終了させていただきます。本日もどうもありがとうございました。

以上